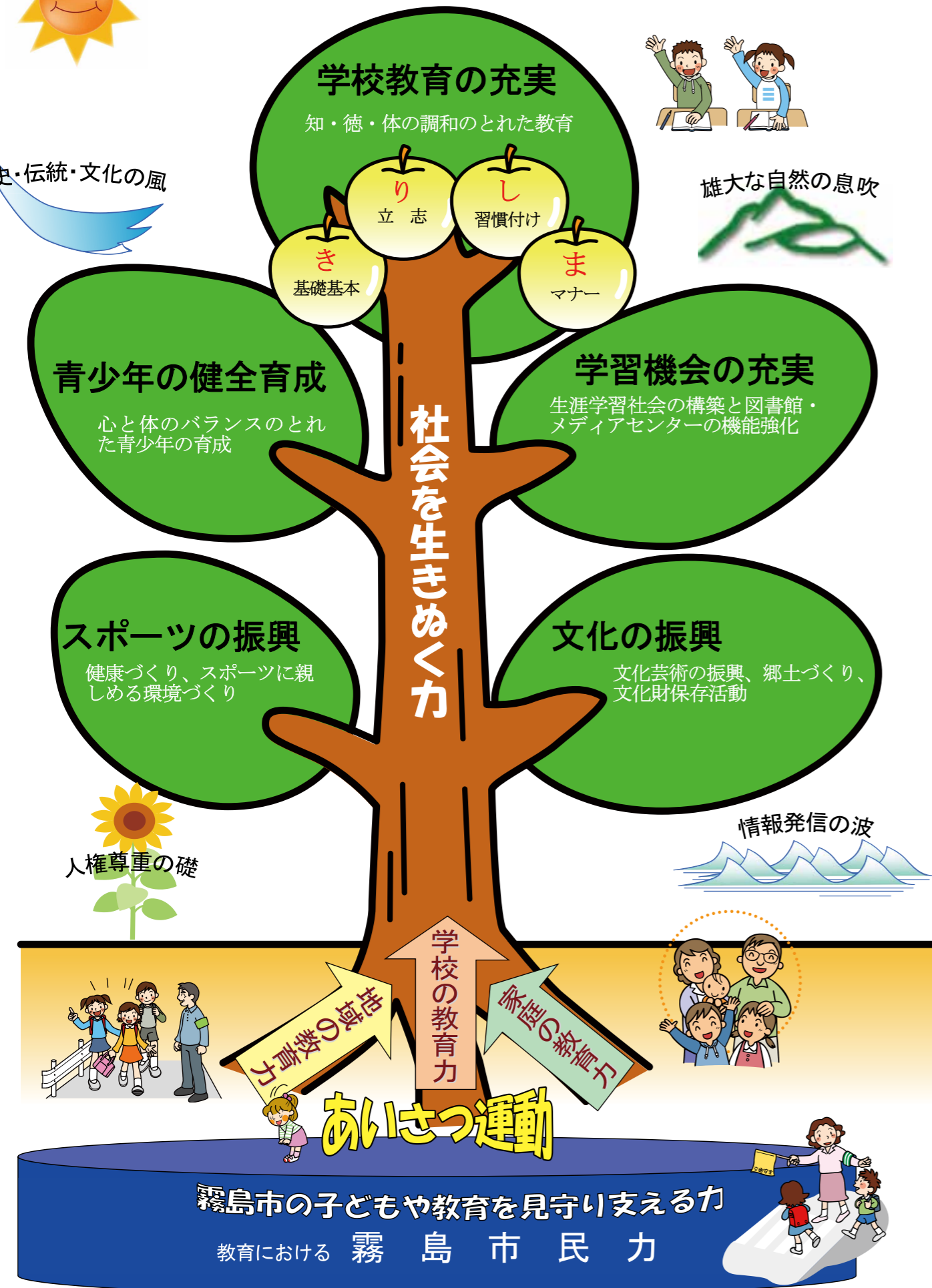


共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち

歴史・伝統・文化の風



霧島市教育振興基本計画後期計画 概要版

霧島市教育振興基本計画後期計画とは

- ・教育基本法の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策を推進する上での基本的な計画です。
- ・10年間の基本方針に基づき、前期計画に引き続き教育の姿を示すとともに、平成27年度から32年度までの5年間で取り組む施策を具体的に示しています。
- ・本市の最上位計画である第一次霧島市総合計画の教育分野における基本的な計画として、市長と教育委員会が協議を重ね、霧島市教育振興に関する施策の大綱として策定しました。

【教育分野のまちの将来像】

共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち



【基本目標】

- (1) 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくりを進めます。
- (2) 公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくりを進めます。

平成27年4月
霧島市教育委員会

共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまちづくりを目指して

5つの重点施策とその基本的方向性

学校教育の充実

子どもたちの人格の完成を目指し、知・徳・体の調和のとれた教育の推進と、教育環境づくりに努めます。

青少年の健全育成

「道義高揚・豊かな心推進」宣言都市として、地域の特性を生かして心豊かな「きりしまっ子」の育成に努めます。

スポーツの振興

健康づくりのためのスポーツ振興と、子どもから高齢者まですべての人々がスポーツに楽しめる環境づくりを推進します。

文化の振興

市民の豊かな感性の涵養に資するための文化芸術の振興と、郷土づくりの意識や自発的な文化財保存活動の高まりを促します。

学習機会の充実

生涯学習社会の構築に向けた市民の学習機会の充実と、図書館、メディアセンターの機能強化に努めます。

霧島市の10年間の学校教育の普遍の取組「き」、「り」、「し」、「ま」

日本で最初の国立公園である霧島山に因んで生まれた新市「霧島」の名前を踏まえ、教育の普遍性を「霧島の『き』は基礎・基本の『き』」、「霧島の『り』は立志の『り』」、「霧島の『し』は習慣付けの『し』」、「霧島の『ま』はマナーの『ま』」とし、幼児期、義務教育期をととして青少年の時期に身に付けておくべき事項とします。

(1) 「き」⇒基礎・基本の確実な定着

義務教育期に学ぶ事項は、人間としての礎を作る重要な基礎・基本であると考えます。昔からいわれている「読み・書き・そろばん」に匹敵する社会で生きていく上での最低限の常識又は教養といえるものです。また、健康を支える体力にしても、基礎体力や基本姿勢・動作はこの時期に身に付けておくことが大切です。そこで、子どもたちに、知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本を身に付けさせます。

また、何か一つのスポーツと、何か一つの楽器が得意になれば大きな自信につながりますので、その習熟に努めさせます。

(2) 「り」⇒立志。夢や志を持った子どもの育成

小学校高学年から中学校にかけては、自分の将来に対する夢や希望を持って、日々努力する子どもであって欲しいものです。そのためには、多くの本を読み、自然体験や様々な体験活動をととして、自分の将来の夢や志を温めてもらいたいと願っています。そのため、霧島市のすべての中学校で「立志式」を実施し、先輩や先人の生き方に学ぶ機会を提供します。また、すべての小学校、中学校、国分中央高等学校の児童生徒、教員に「きりしまっ子立志10年カレンダー」を配布します。

(3) 「し」⇒習慣付け。基本的生活習慣、読書習慣、家庭学習等の習慣付け

霧島市健康増進計画「健康きりしま21」にも述べられているように、ライフステージにおける幼児期から少年期の間に「早寝早起き朝ごはん」などの基本的生活習慣を家庭でしっかりと身に付けさせておくことが極めて大切です。また、家庭での学習習慣や読書習慣も、この時期に付けておかなければならない大切な習慣です。江戸しぐさの中に江戸商人の子育ての目標を記した、「三つ心、六つ躰、九つ言葉、文十二、理（ことわり）十五で未決まる」というのがあります。この意味は3歳までに子どもの人格はほとんど決まってしまうから、十分愛情を注ぎ思いやりのある子に、6歳までに躰を、9歳までに敬語などの言葉遣いを、12歳までに読み・書き、そろばん、手紙の書き方を、15歳までに世の中の道理・原則を理解させ習得させておかなければ社会人として通用しないことを戒めているものです。

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」の条文をお互い自覚し、PTAを始め関係機関と連携を図りながら、如何に時代が変わっても変わってはならない不易の部分をしっかり子どもたちに身に付けさせるための家庭教育を支援します。

(4) 「ま」⇒マナー・規範意識・人権感覚の育成

人間として社会で守らなければならないのがマナーです。最近の自己中心的な考え方や行動の横行、規範意識の欠如には目を覆いたくなります。

教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」の条文を真摯に受け止め、関係機関・団体及び市民の皆様の協力を得ながら、市民総ぐるみのあいさつ運動を実施し、しっかりしたあいさつのできる子どもを育てます。そして、互いを認め合い、命を大切にし、社会のルール、マナーや規範意識を備え、人権感覚を身に付けた青少年を育成します。

市長部局との連携

総合教育会議において、市長が教育委員会と協議・調整を尽くして策定した「本市の教育振興に関する施策の大綱」に基づき、市民の皆様と市長部局、教育委員会が連携して下記の事業等について取り組みます。

- 予算編成、条例等の改廃
 - 環境、租税及び金銭教育
 - 学校の設置、廃止
 - 防災、災害対策
 - 学校施設等整備
 - 交通安全、防犯への取組
 - 通学路の安全対策
 - 出前講座への講師派遣
 - 幼稚園、保育園及び認定子ども園との連携
 - 各種機関・団体等主催行事への参画
 - 地産地消を含めた食育の推進
 - ボランティア活動
 - 道義高揚豊かな心推進運動への取組
 - いじめ・不登校、問題行動等に対する取組
- (あいさつ運動、花いっぱい運動、各種青少年交流への参加、緑のカーテン事業、ふるさと霧島カルタの活用、霧島市歌・愛唱歌・音頭の活用等)